

令和2年(2020年) 2月20日

「飲料用自動販売機を活用した防犯カメラの設置及び管理に関する協定」を締結
～自動販売機の売上げを活用し、防犯カメラを設置～

- 1 協定締結先 東京都豊島区池袋二丁目13番4号 天翔池袋西口ビル413
一般社団法人 安全・安心まちづくりICT推進機構(略称: ^{サピック}SAPIC)
(Safe and secure city Planning ICT promotion Organization)
代表理事 後藤 真之

2 協定の主な内容

- (1) 自動販売機による売上げの一部を活用して、市内に防犯カメラを設置し、安全で安心な防犯のまちづくりを推進する。
- (2) 自動販売機及び防犯カメラの設置、保守管理は、SAPICが行い、市は、防犯カメラの録画映像データを管理運用する。
- (3) 期間は、令和5年3月31日まで(概ね3年間)とする(期間満了時に、更新を含め、見直し等を行う)。なお、協定に定めのない事項については、覚書を締結する。

3 団体概要

地域住民が、安心して、心豊かに暮らすことができるように、情報通信技術(ICT)を活用して、防災、防犯、高齢者や児童生徒の見守りなど、地域社会の諸課題を解決するための社会基盤の整備を推進し、安全で安心なまちづくりに貢献することを理念に2015年9月に設立。

4 飲料用自動販売機及び防犯カメラについて

- (1) 自動販売機
市内の公園や道路附帯地等の空きスペースを活用し、約50か所に設置予定
- (2) 防犯カメラ
各駅周辺や公園等に、街頭犯罪抑止を目的に約40台設置予定

※自動販売機と防犯カメラの設置については、関係機関等と連携、協議しながら令和2年4月以降、順次設置してまいります。